

大分県報

平成二十八年
号外（七五）
四月八日

（金曜日）

目次

規則

大分県の事務処理の特例に関する条例施行規則の一部改正……………一
覚せい剤取締法施行細則の一部改正……………一
薬剤師法施行細則の廃止……………三

〇規 則

大分県の事務処理の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成二十八年四月八日 大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県規則第七十五号

大分県の事務処理の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則

大分県の事務処理の特例に関する条例施行規則（平成十二年大分県規則第六十二号）の一部を次のように改正する。

第四条中第四号を削り、同条第五号中「前各号」を「前三号」に改め、同号を同条第四号とし、同条の次に次の一条を加える。

（特例条例別表第二の三十五の項の規則で定める食品等）

第五条 特例条例別表第二の三十五の項の規則で定める食品等は、大分県食の安全・安心推進条例施行規則（平成十七年大分県規則第六十一号）第四条第一号から第四号までに掲げる食品等とする。

別表第一の一の項の項目の欄中「十七の項」を「十八の項」に改める。

別表第二の四の項の項目の欄中「三十の項」を「三十一の項」に改め、同項の事務の欄中「第四条第一項」の下に「及び第四項」を加え、「第六条及び」を「第六条並びに」に改め、同表の五の項の項目の欄中「三十三の項」を「三十四の項」に改め、同表の六の項の項

平成二十八年四月八日

目の欄中「三十四の項」を「三十五の項」に改め、同項の事務の欄の第一号中「平成十七年大分県規則第六十一号。」を削り、同表の七の項の項目の欄中「三十五の項」を「三十六の項」に改め、同表の八の項の項目の欄中「三十六の項」を「三十七の項」に改め、同表の九の項の項目の欄中「三十七の項」を「三十八の項」に改め、同表の十の項の項目の欄中「三十八の項」を「三十九の項」に改める。

附 則

この規則中第四条の改正規定は平成二十八年七月四日から、その他の規定は公布の日から施行する。

覚せい剤取締法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成二十八年四月八日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県規則第七十六号

覚せい剤取締法施行細則の一部を改正する規則

覚せい剤取締法施行細則（昭和二十六年大分県規則第五十六号）の一部を次のように改正する。

第二条中「又は覚せい剤研究者」を削り、同条第一号中「管理者」を「法第十六条第一項の管理者（以下「管理者」という。）」に改め、同条第二号中「又は研究者」を削り、同条第三号中「覚せい剤中毒者」を「管理者が覚せい剤中毒者」に改め、同条に次の一項を加える。

2 前項の規定（第一号を除く。）は、覚せい剤研究者の指定を受けようとする者について準用する。この場合において、同項第二号及び第三号中「管理者」とあるのは「覚せい剤研究者」と読み替える。

第三条の前の見出しを削り、同条及び第四条を次のように改める。

（指定証の再交付）

第三条 指定証を毀損した覚せい剤施用機関の開設者又は覚せい剤研究者が、法第十一条第一項の規定による申請をするときは、申請書に当該毀損した指定証を添えなければならない。

（管理者の変更届）

第四条 覚せい剤施用機関は、管理者を変更した場合は、別記様式により、知事に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出には、第二条第一項各号に掲げる書類を添付しなければならない。

大分県報号外（規則）

い。
第五条から第十一条までを削る。
第十二条中「厚生労働大臣」を「知事」に、「全て正副三通、知事あてのものは正副二通」を、「正副二通」に、「所轄保健所」を、「所轄保健所」に改め、同条を第五条とする。
別記様式を次のように改める。

別記様式（第4条関係）

覚せい剤施用機関管理者変更届

大分県知事 殿 年 月 日
住 所
開設者名

下記のとおり管理者を変更したので、覚せい剤取締法施行細則第4条第1項の規定により届け出ます。

記

1 指定番号及び病院名又は診療所名

2 管理者の氏名

変更前	変更後

備考

変更後の管理者について、履歴書、身元証明書及び覚せい剤中毒者でない旨の医師の診断書を添付してください。

別記第二号様式の（イ）から別記第十一号様式（ロ）までを削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

薬剤師法施行細則を廃止する規則をここに公布する。

平成二十八年四月八日

大分県知事

広

瀬

勝

貞

大分県規則第七十七号

薬剤師法施行細則を廃止する規則

薬剤師法施行細則（昭和三十六年大分県規則第六十五号）は、廃止する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

平成二十八年四月八日

大分県報号外（規則）